

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県中農林事務所長 小久保 和秀

2 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 総合緑化センター一般廃棄物収集運搬等業務
- (2) 業 務 箇 所 郡山市逢瀬町河内地内
福島県総合緑化センター内
- (3) 業務の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (4) 履 行 期 間 契約日から令和 6 年 3 月 2 9 日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（令和 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（令和 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 郡山市の一般廃棄物収集・運搬業の許可を受けている者で、本業務を確実に履行できる者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）及び 3 に掲げる事項について証明できる書類を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は聴取等を求めることがある。

- (1) 提出期限 令和 5 年 1 2 月 1 2 日（火）午後 5 時 1 5 分まで
- (2) 提出場所 〒963-8540

福島県郡山市麓山一丁目 1 番 1 号

福島県中農林事務所 総務部 総務課（福島県郡山合同庁舎 2 階）

(3) 提出書類等

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 会社概要（任意様式）
- ウ 業務実績書（様式2）

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年12月20日（水）午後2時00分
- (2) 場所 福島県郡山合同庁舎 南分庁舎2階 第3会議室
- (3) その他 郵送による入札は認めない。

6 入札書の提出方法等

- (1) 入札書は、所定の入札書（様式4）に必要とする事項を記載し、上記5に示す日時及び場所へ持参すること。
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
 - イ 委任状（様式5） ※代理人が出席し、入札する場合
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載（外国人の署名を含む。以下同じ）をすること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載をすること。

7 入札保証金

- (1) 入札者は、次により入札保証金を納付すること。
 - ア 入札保証金の額は、その見積る入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額であること。
 - イ 入札保証金の納付またはこれに代わる担保の提供（以下「入札保証金」の納付等という。）は開札の時までに行うこと。
 - ウ 入札保証金の納付等を行おうとする入札者にとっては、事前に上記4（2）の資格確認申請書の提出先に連絡のうえ指示を受けること。
- (2) 財務規則第249条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合、入札保証金の一部又は全部を免除する。
 - なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書（様式8）を令和5年12月12日（火）午後5時15分までに、上記（2）に提出しなければならない。
- (3) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。
- (5) 再度の入札は2回までとする。
- (6) 前号においても落札者が決定しないときは、再度の入札の2回目において低価格の入札をした3者以内の者と随意契約に移行する。その際は見積書に必要事項を記載して提出すること。

9 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。
この場合において、当該委託業務の仕様等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式6)により、県中農林事務所総務部総務課(上記4(2)に同じ)に令和5年12月7日(木)までに説明を求めることができる。(質問書は持参、メール又はFAXにより提出すること)
県は、福島県県中農林事務所総務部総務課ホームページに掲載する方法により、令和5年12月11日(月)までに回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合(談合)した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 落札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開始時刻後において、入札者又はその代理人は開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え、又は撤回をすることができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を

延期し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3に示す入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 郵送による入札
- (6) 記名又は押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名又は連絡先の記載のない入札書も含む）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判断することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は福島県において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。

13 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合において、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

14 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注

者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。

- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定する。
- (3) 落札者が、上記 (1) に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

15 契約条項

契約条項は、別紙契約書(案)及び財務規則による。

16 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までに入札者が 3 に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。